

日本クリケット協会

参加者行動規範及び懲戒指針

更新日:2023年5月17日

日本クリケット協会(以下「JCA」という。)は、日本クリケット協会参加者行動規範及び懲戒指針(以下「**懲戒指針**」という。)を布令し、JCAの権限下で行われる全ての試合に、この懲戒処分方針を適用するものとする。

この懲戒指針は、JCA認定公式試合に参加する全てのチーム、選手、チーム関係者及びチームメンバーに適用されるものとする。また、JCA認定公式大会に参加する全てのチームキャプテン及び代表者ならびにJCA認定公式試合に参加する全てのアンパイアには、この懲戒指針を読むことを義務付けるものとする。

よって、JCA認定公式試合に参加する全ての選手とチーム関係者は、この懲戒指針を熟知すること。

この懲戒指針を理解する上での注意事項:

以下の点に注意してこの懲戒指針を読むこと:

「本大会」とは、自身の所属チームが参加するJCA認定公式大会を意味する(例:所属チームが日本クリケットリーグ(以下「JCL」という。)に参加する場合は、「JCL」を「本大会」と言う。)

「本委員会」とは、フィールド上での行為に関連する全ての事例を監督するために年初に設置されるJCA懲戒委員会を意味する。

「陪審員団」とは、特定の事例を精査するために設置されるJCA懲戒陪審員団を意味する。

目次

- 第1条 選手行動規範及びクリケットの精神 2
- 第2条 第一次事例報告書 3
- 第3条 調査手順 4
- 第4条 懲戒陪審員団及び懲戒審査 5
- 第5条 ペナルティ指針 7
- 第6条 懲戒陪審員団による最終決定及び通知 8
- 第7条 不服申立て 8
- 付録1 違反レベルガイドライン 9
- 付録2 懲戒指針の流れ 11
- 付録3 2021年懲戒委員会 12

第1条 – 選手行動規範及びクリケットの精神

1.1概要

JCAは、常に高い倫理基準をもって行動することを誓約している。全てのチーム及びその選手、関係者、メンバーは、JCAに登録することにより、後記1.2に定める「選手行動規範」を遵守し、後記1.3に定める「クリケットの精神」(クリケット競技規則の前文に規定)に準拠することに同意するものとする。

1.2選手行動規範

キャプテンは、クリケットの精神、クリケット競技規則(以下「競技規則」という。)及びJCA又は大会が定める関連指針、規範、プレー条件に準拠したプレーが行われるよう常に責任を負うこと。

- (1) 選手及びチーム関係者は、アンパイアの判定を常に受け入れなければならない。選手は、アンパイアの判定に反対の意思表示をしたり、他の選手や観戦者に対して挑発的な反応をする、又は不快な態度をとってはならない。
- (2) 選手及びチーム関係者は、アンパイア、他の選手、チーム関係者及び観戦者に威嚇や暴行又は威嚇や暴行を試みる行為をしてはならない。
- (3) 選手及びチーム関係者は、粗雑な言葉遣いや罵倒、攻撃的なジェスチャーやハンドシグナルを用いてはならず、また、故意に相手の注意をそらすような行為をしてはならない。
- (4) 選手及びチーム関係者は、人種、宗教、性的指向、年齢、肌の色、祖先、国籍または民族的起源などを理由に、他人を攻撃、侮辱、威嚇、脅迫、軽蔑、中傷するような言動をしてはならない。
- (5) チーム(特にキャプテン)は、所属選手、関係者、メンバー、サポーターが正しい行動をとるよう、適切な措置を講じなければならない。
- (6) 選手及びチーム関係者はプレーするグラウンドを常に丁寧に扱わなければならない。これはプレイエリアだけではなく、設備全体を含む。

*違反行為に関する詳細と懲戒の可能性については、付録1を参照のこと。

1.3クリケットの精神

注:「クリケットの精神」はJCAキャプテン行動規範にも記載されていますが、クリケットの精神がキャプテンと選手の両方に適用されることを強調するためにここに再度記載します。JCAは、日本クリケット界に関わる全ての人々に、クリケットのイメージ向上に努めることを奨励しています。日本でクリケットに対する悪い評判が立ってしまうようなことがあれば、クリケットの知名度が高い国に比べ、より大きなイダメージをクリケット界全体に与えることとなります。

クリケットの魅力と楽しさの多くは、競技規則に従うだけでなく、クリケットの精神の中でプレーされるべきであるという事実に基づいています。フェアプレーの精神に則ったプレーを継続する責任は主にキャプテンにありますが、その責任は全ての選手、試合関係者、そして特にジュニアクリケットでは、教師、コーチ、保護者にも及びます。

敬意を払うことが、クリケットの精神の核である。

キャプテン、チームメイト、対戦相手、そしてアンパイアの権限を尊重すること。

全力でプレーし、フェアにプレーすること。

アンパイアの判定を受け入れること。

自らの行動でポジティブな雰囲気を作り、他の人にも同じように行動するように促すこと。

自分に不利なことがあっても、自らを律すること。

相手チームの成功を祝福し、自分のチームの成功を喜び合しましょう。

試合終了時には、結果に関わらず、アンパイアと対戦相手に感謝すること。

クリケットは、リーダーシップ、友情、チームワークを促すエキサイティングなスポーツであり、クリケットの精神に則りプレーした場合には、異なる国籍、文化、宗教の人々を結びつけるものとなる。

1.4 コンプライアンス・遵守

選手またはチーム関係者が選手行動規範に準拠しなかった場合、又は上記に定めるクリケットの精神を遵守しなかった場合、JCAの権限下での試合に関連しているかどうかに関わらず、以下の懲戒指針に基づき懲戒処分の対象となる。

1.5 指針の適用範囲

本指針は、試合に限らず、ソーシャルメディアなどの公知・公有の場で行ったコメントにも適用され、懲戒委員会に報告されるものとする。

第2条 - 事例報告書

2.1 アンパイアによる第一次事例報告書の提出

試合中に選手、チーム関係者またはチームメンバー（以下、総称して「**試合参加者**」という。）が第1条に定める選手行動規範に違反した可能性（以下、「**潜在的違反**」という。）があると任命されたアンパイアが判断した場合、当該アンパイアは、公式アンパイアレポートに可能な限り詳細な情報を記載し（以下、「**第一次事例報告書**」という。）、試合終了後の月曜日24時までに提出すること。

第一次事例報告書は、原則として、試合中に発生した事例およびアンパイアが違反の可能性があると判断した事例を簡単に記載した報告書である。注：ほとんどの JCA 大会では、第一次事例報告書は公式アンパイアレポート内に記載される。

すべての報告は直ちに JCA 懲戒委員会（以下「**懲戒委員会**」という。）に通告されるものとする。

2.2 その他からの報告

懲戒委員会が、試合に参加しているチームのキャプテン、または他の信頼できる情報源（管轄の警察、法務当局を含む）から潜在的違反に関する報告または情報を受け取った場合、懲戒委員会は、その報告または情報が第一次事例報告書の作成に値するかを判断するものとする。

2.3 単一の第一次事例報告書に含まれる複数の潜在的違反

第一次事例報告書には、1 つの試合に関して、1 人の潜在的違反参加者による複数の潜在的違反に関する情報、又は複数の潜在的違反参加者による複数の潜在的違反に関する情報が含まれる。この場合、第一次事例報告書は、各潜在的違反参加者に対して適用され、作成される。報告を明確にするために、このような場

合、1 試合における複数の潜在的違反事例に対して複数の第一次事例報告書の提出は要求されないものとする。

2.4 キャプテンの関連報告

前記 2.1 または 2.2 の場合、懲戒委員会は次のことを行うものとする。

- (a) 第 1 条に基づくキャプテンの責任違反の可能性として、各潜在的違反参加者が所属するチームのキャプテンも個別に潜在的違反参加者とみなすことを決定する。
- (b) その旨の第一次事例報告書が提出されたとみなす。

2.5 調査について

前記 2.1 から 2.4 による第一次事例報告書を受けた場合、懲戒委員会は、以下のいずれかを決定するものとする。

- (a) 各潜在的違反が実際の違反(以下「**違反**」という。)であるかどうかを判断するために、更なる事実関係の調査(以下「**調査**」という。)を行う。
- (b) 第一次事例報告書に記載された違反が重大な違反ではない、本質から外れている場合には第一次事例報告を破棄。(b) の場合、懲戒委員会は、直ちにその旨を第一次事例報告書の提出者に通知する。

2.6 調査の実施

懲戒委員会は調査を行うことを決定した場合、後記第 3 条に定める手続に従わなければならない。

第 3 条 – 調査の手順

3.1 要望報告書

懲戒委員会は、調査を行うことを決定した場合には、その決定から 24 時間以内に、第一次事例報告書に記載された各潜在的違反についてクラブ代表者へ通知するものとする。クラブはその情報を被疑者へ速やかに伝達しなければならない。

次に、懲戒委員会は、3名の懲戒陪審員団(以下「**懲戒陪審員団**」という。)を編成する。懲戒陪審員団はまた、上記の者に対して、その者から報告書を受け取っていない場合には、当該事例に関する報告書を要求し、受け取る権利を有する(以下、「**要望報告書**」という。)

3.2 オンライン聴聞会

懲戒陪審員団は、該当する潜在的違反参加者に対して、弁解の機会を与えなければならない。レベル 1 またはレベル 2 に該当する行為の場合は、書面による弁解の機会を与えなければならないが、懲戒陪審員団の判断で聴聞を開催することができる。レベル 3 又はレベル 4 に該当する行為の場合は、聴聞を開催しなければならない。聴聞は面談又はオンラインで行うものとする。ただし、潜在的違反参加者が書面にて、違反を認め、かつ、提示されたペナルティを受諾し、さらに、弁解が不要とした場合は、書面による弁解の機会または聴聞が行われたものとする。

懲戒陪審員団は、必要に応じて、より多くの証拠を得るために、アンパイア、キャプテンへのオンライン聴聞を行うことができる。オンライン聴聞会は、パソコン、タブレット、スマートフォンで利用可能なZoom等の無料アプリを使用して行うものとする。

協議・話し合いの禁止

証拠提供を求められた者は、その内容について、他の要望報告書提出者と協議してはならない。

3.4 要望報告書審査後の対応、オンライン聴聞会等

懲戒陪審員団は、要望報告書/動画聴取を受理してから24時間以内に、第一次事例報告書、要望報告書、オンライン聴聞会で提出された証拠を検討し、次のことを決議する。

- (1) 措置を講じない。但し、調査が行われたことの記録、調査の詳細の記録、関係チームへの通知を除く。
- (2) 関係チームが既に行った行動を支持し、その旨を関係チームに通知。
- (3) 違反行為が発生した場合は、「付録1 違反レベルガイドライン」に示された指針に従って違反行為のレベルを決定し、後記「第6条 ペナルティ・懲罰」に従って適切なペナルティを適用する。

3.5 未成年者への調査

試合参加時点で20歳未満の者は、日本では未成年者とみなされる。ただし、成人の大会に参加する場合は、未成年参加者も他の成人参加者と同じ基準に従うものとする。

未成年者が報告書を提出する際には責任能力のある成人(例:クラブ代表者、保護者)からの支援を受けること及びオンライン聴聞会参加の際には責任能力のある成人が同席すること。責任能力のある成人が当初から支援・同席しているかの確認は、クラブ代表の責務である。

第4条 懲戒陪審員団と懲戒審査

4.1 懲戒陪審員団の構成

2021年からは、日本クリケットコミュニティが推奨するメンバーで構成されるJCA懲戒委員会が常設され、JCAが任命した独立の委員長(以下「委員長」という。)が委員長を務める。各調査に際して、可能であれば、委員長と第一次事例報告書に関与したクラブ(参加したクラブ及び審判をしたクラブ)とは無関係の委員2名で構成される懲戒陪審員団が設置される。委員長が参加できない場合は、代理の委員長が必要となる。

全ての懲戒委員は、本行動規範及び懲戒指針、並びに JCA 及び大会が発行するその他の規則及びガイドラインを熟知していなければならない。

4.2 懲戒審理手続

懲戒審理は、以下の通りに行われるものとする。

- (1) 委員長は、懲戒陪審員団に対し、第一次事例報告書と、当該潜在的違反参加者が関与した過去の調査、違反及びペナルティー(執行猶予中のペナルティーを含む)に関する記録を提供する。
- (2) 懲戒陪審員団は、第一次事例報告書と併せて使用するために、アンパイアまたは試合参加者に追加の報告書を要求することができるものとする。

- (3) 懲戒審理を行う際には、各懲戒陪審員団メンバーは、第一次事例報告書及び要望報告書を主な証拠として審議し、相互に協議するものとする。他に正当な理由がない限り、アンパイア(原則として中立の立会人)からの証拠は、試合参加者からの情報よりも相対的に信憑性が高いものとする。
- (4) 懲戒陪審員団が、4.2 (2)及び4.2(3)に定める審理及び協議の結果、より多くの証拠が必要であると判断した場合には、該当するアンパイア又は試合参加者にオンライン聴聞会を要求するものとする。
- (5) オンライン聴聞会は、原則として、第一次事例報告後の木曜日までにZoomアプリ上で行われ、40分以内に終了するものとする。
- (6) オンライン聴聞会の際には、該当するアンパイア及び試合参加者に対して、懲戒陪審員団が個別に聴聞を行うものとする。
- (7) 懲戒陪審員団は、各潜在的違反についてのすべての議論と審議を終えた後、懲戒陪審員団の大多数の合意に基づいて、1つ又はそれ以上の決定に合意するものとする。
- (8) 合意に達することができない場合、懲戒陪審員団は、追加の懲戒委員メンバーに協力を要請できるものとする。その後、協議に行き詰まりが生じた場合には、委員長が最終的な裁定権を持つものとする。

4.3懲戒審理における考慮

前記4.2 に従って1つ以上のペナルティを決定する際には、懲戒陪審員団は、以下の考慮事項に加えて、当該大会内の類似事例における勧告の前例を考慮し、以下の各考慮事項に沿って、勧告の厳しさ又は緩和を決定するものとする。

- (1) 当該潜在的違反参加者に対する一般的な注意の有無(後記4.4(2)を参照)、当該潜在的違反参加者による過去に問題となった違反行為の有無、又は本大会シーズン中又は本大会前シーズン中に、当該潜在的違反参加者に課されたペナルティ又は執行猶予中のペナルティの有無。**より厳しく**
- (2) 当該潜在的違反参加者がキャプテンを務めている場合。**より厳しく**
- (3) 当該潜在的違反参加者が、潜在的違反に関して過失を認めている場合。**緩和**

4.4懲戒陪審員団の決定

4.2 (3)に基づく懲戒陪審員団の各決定は、原則として、以下のいずれかに該当するものとする。

- (1) 当該潜在的違反は違反行為ではなく、さらなる措置は必要ない。
- (2) 当該潜在的違反は違反行為ではないが、試合参加者の1人又は複数に対して、選手行動規範に則った適切な行動についての一般的な注意を行う。
- (3) 当該潜在的違反が違反行為に該当する場合。この場合、懲戒陪審員団は、「付録1 違反レベルガイドライン」に基づき違反のレベルを示すとともに、「第6条 ペナルティ」に基づき罰則を科す。

4.5懲戒陪審員団の決定通知

懲戒陪審員団は、決定を下した後速やかに、当該違反参加者及び問題となった試合に参加したアンパイア及びキャプテンに速やかに伝達されるよう、処分対象行為、処分内容及び処分の理由を、関係クラブに通知するものとする。当該通知の際には、併せて、不服申立てとして日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁の活用が可能である旨とその方法及び手続の期限等を告知しなければならない。

第5条 - ペナルティガイドライン

5.1 ペナルティ(推奨)

懲戒陪審員団が、実際に違反行為を行ったと判断した潜在的違反参加者(以下「**違反参加者**」という。)に対して 4.4 (3)に定めるペナルティを勧告する場合は、原則として、違反行為のレベル(「付録 1 違反レベルガイドライン」)に従って決定)に基づきペナルティを決めるものとする。違反参加者に課すペナルティのガイドラインは以下のとおり。

(1) レベル1の違反

公式の警告。ただし、当該違反が違反者にとって初めての違反であり(どの違反レベルにおいても)、懲戒陪審員団が必要であると判断した場合には、警告と 1、2 試合の出場停止処分を併用するよう勧告するものとする。

(2) レベル2の違反

2から4試合の出場停止

(3) レベル3の違反

4から6試合の出場停止

(4) レベル4の違反

最低6試合の出場停止

5.1.2 ペナルティは原則として、違反行為が行われた大会のみに適用されるものとする。ただし、懲戒陪審員団は、他の JCA大会・イベントへの出場停止を決定する権利も有する

5.1.3 悪質な違反の場合、低レベルの違反でもより厳しい罰則になる可能性がある。クラブは物的損害の損害賠償請求される場合がある。

5.1.4 同一チームから複数人の違反者が出た場合、懲戒陪審員団は大会コミッティーに更なる罰則を課す事を指示出来る。罰則は下記を含む:勝ち点の減点、出場停止、大会除名。

5.2 謝罪文

懲戒陪審員団は、5.1 に規定されたペナルティに加えて、当該違反者に対して被害を受けた当事者に謝罪文を送付するよう勧告することができるものとする。この場合、謝罪文のコピーを懲戒陪審員団に提出するものとする。

5.3 悪質な事例

違反者が「付録1 違反レベルガイドライン」に規定されている違反レベルを超える違反を犯した場合、又は違反者が今シーズン及び前シーズンにおいて、個々に又は合計で「付録1 違反レベルガイドライン」に規定されている違反レベルを超える違反を犯した場合には、懲戒陪審員団は、違反者の JCA 大会からの除名を含む、前記 5.1 に定められた罰則よりも強い罰則を勧告する権利を有する。

5.4 ペナルティの適用期間

ペナルティは合計24ヶ月(2年)の間有効であり、その期間内に試合参加者が再び報告された場合には、その旨も検討されるものとする。懲戒陪審員団は全てのペナルティを監視する責任を担うものとする。

第6条 – 懲戒陪審員団による最終決定と通知

6.1 最終決定及び違反者等への通知

懲戒陪審員団は、4.5 に定める懲戒陪審員団の決定を、当該潜在的違反参加者又は違反参加者(場合によっては)に、24 時間以内に通知するものとする。

また、懲戒陪審員団は関係するクラブ代表者及びアンパイアにもこの決定を通知するものとする。この通知には、違反参加者に出場停止処分が課された場合には、可能であれば、当該試合日も記載する。

6.2 懲戒陪審員団の決定の受諾

前記6.1 に関連して、すべての大会委員会は懲戒委陪審員団の決定に制約されるものとする。

6.3 大会への通知、記録の保管

6.1に規定された最終決定通知から 24 時間以内に、懲戒委陪審員団はその最終決定を大会委員会に通知し、大会委員会はその最終決定を大会(全チームの代表者を意味する)に通知する。大会委員会は大会に通知する際、違反参加者に出場停止処分が課された場合には、可能であれば、当該試合日も通知する。出場停止処分以上のペナルティはJCAウェブサイトにて通知される。

6.4 ペナルティの一時停止

懲戒陪審員団は、適切であると判断した場合、課した各ペナルティの一部又は全ての執行を一時停止する権利を有する。一時停止されたペナルティは、前記5.4に定められているように、24ヶ月間(2年間)選手の記録に残るものとする。

第7条 – 不服申し立て

7.1 不服申し立ての禁止

懲戒陪審員団の決定は最終的なものであるが、これに対する不服申し立ては、一般社団法人日本スポーツ仲裁機構に対して行うことができる。

7.2 虚偽の情報等による取消し

懲戒陪審員団は、人物の誤認又は事実誤認があったこと、又は懲戒方針に定められた手続が正しく実施されていないことが明らかになった場合には、懲戒陪審員団の裁量により、最終決定を修正又は取消し、又は懲戒審査手続を中止することができるものとする。

付録 1 – 違反レベルガイドライン

原則として、違反レベルはICCクリケット法に基づき、以下の4つに分類する。

レベル1 違反

- (1) 試合グラウンドや試合用具・道具を故意に不当に扱う。
- (2) アンパイアの決定に対して、言葉や動作で抗議する。
- (3) 下品な言葉、攻撃的、侮辱的な言葉を使用する。
- (4) 下品な仕草をする。
- (5) 過度にアピールをする。
- (6) アンパイアにアピールする際に、攻撃的な態度でアンパイアに向かって前進する。
- (7) その他、アンパイアがレベル 1違反に相当すると判断した不正行為。

レベル2違反

- (1) アンパイアの決定に対して、言葉や動作で激しく抗議する。
- (2) 他の選手への不適切かつ意図的な身体的接触行為。
- (3) 不適切かつ危険な方法で選手、アンパイア、他者に向かってボールを投げる。
- (4) 他の選手、アンパイア、チーム関係者、観戦者に対して、下品又は著しく侮辱的な言葉やジェスチャーを使用する。
- (5) 以下を含むペナルティーランを誘発する可能性のある全ての行為。
故意に試合ボールの状態を変えること、故意にストライカーの注意をそらそうと試みること、バッツマンの注意をそらす、バッツマンを欺く・妨害すること、危険でフェアでないノーピッチボウリングすること、どちらか一方の側で時間稼ぎをすること、選手が故意に又は回避可能なダメージをピッチに与えること。
- (6) その他、アンパイアがレベル2違反に相当すると判断した不正行為。

レベル3違反

- (1) 言葉やジェスチャーでアンパイアを威圧。
- (2) アンパイア以外の選手や他者を脅迫。

- (3) 人種、宗教、性的指向、肌の色、祖先、国籍、民族的出身などを理由に、他者を侮辱、侮蔑、恥辱、威嚇、脅迫、軽蔑、中傷するような言葉やジェスチャーを使用する。

レベル4違反

- (1) アンパイアへの脅迫行為。
- (2) アンパイアへの不適切かつ意図的な身体的接触行為。
- (3) 選手等への身体的暴行行為。
- (4) 全ての暴力行為。

付録2 - 懲戒指針の流れ - この懲戒指針実施の時系列は以下のガイドラインを参照。

試合	土曜日又は日曜日
第一次事例報告書 24時間以内に提出。	遅くとも月曜夜までに
大会報告。マネージャーは、調査を実施するかどうかを決定する懲戒陪審員団に第一次事例報告書を送付。調査が行われる場合、陪審員団は関連するクラブ及び関連する大会委員会にその旨を通知。	遅くとも火曜夜までに



調査 陪審員団はオンライン聴聞会のスケジュールを立て、証人の出席を要請。陪審員団は、必要に応じて選手やアンパイアに報告書を依頼することができる。	調査なし 48時間以内に第一次事例報告書提出者に通知	遅くとも水曜夜までに
調査 陪審員団によるオンライン聴聞会の実施。		遅くとも木曜夜までに
懲戒審査 陪審員団が証拠を審査して結論を出す。		遅くとも木曜夜までに



調査結果 陪審員団はJCA懲戒指針違反があったと判断し、罰則を定める。(チームに通知)	調査結果 措置を取らない。(チームに通知)	調査結果 陪審員団はクラブの動向を支持。 (チームに通知)		遅くとも金曜日午後までに
最終決定と通知				遅くとも金曜日午後までに

陪審員団がクラブ、委員会、個人に最終決定を通知。				
委員会が大会に通知				遅くとも金曜日夜までに

付録 3 - 2021年懲戒委員会

1. アラン・カー - 委員長 - 所属クラブ無し
2. 橋場俊介 - アドレ・クリケットクラブ
3. ジャラッド・シアラー - 東京ウォンバッツ・クリケットクラブ
4. ヴァサンタン・ジャヤクマル - アルファ・クオシャーズ・クリケットクラブ
5. マノージ・バルドワジ - タイガース・クリケットクラブ
6. クリス・サーゲート - 千葉シャークス・クリケットクラブ
7. ラフル・クール - メンインブルー・クリケットクラブ